

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）の概要

1 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たらなければならない。
- 職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

2 国家公務員倫理規程

- 内閣は、国家公務員倫理審査会の意見に基づき、国家公務員倫理規程（政令）を制定。
- 倫理規程には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等、職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

3 贈与等の報告及び閲覧

- 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から1件5千円を超える贈与等又は報酬の支払を受けたときは、贈与等報告書を各省各庁の長等に提出。何人も、1件2万円を超える部分の閲覧を請求可能。
- 本省審議官級以上の職員は、株取引等報告書及び所得等報告書を各省各庁の長等に提出。

4 国家公務員倫理審査会

- 人事院に、国家公務員倫理審査会を設置。審査会は、会長及び委員4人で組織。
- 審査会は、倫理規程の制定・改廃に関する意見の申出、倫理法等違反の場合の懲戒処分等の基準の作成・変更、倫理保持に関する事項の調査研究・企画、倫理保持のための研修の総合的企画・調整、倫理規程遵守のための体制整備に関する各省各庁の長等への指導・助言、各種報告書の審査、倫理法等違反の疑いがある場合の調査・懲戒の手続の実施、懲戒処分等の承認等を所掌。

5 倫理監督官

- 各行政機関等に、倫理監督官を設置。
- 倫理監督官は、職員に対する倫理保持に関する指導・助言、倫理保持のための体制整備を行う。

6 雑則

- 特殊法人等は、国の施策に準じて、職員の倫理保持のために必要な施策を講ずるようにしなければならない。
- 地方公共団体等は、国の施策に準じて、地方公務員の倫理保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。